Intellectual The Tokyo Foundation Cabinet No. 53

インテレクチュアル・キャビネット august ●○ 2001

特集●法科大学院構想

改革成功の鍵は「競争」と「多様性」

田村次朗

具体的な設置基準案を一刻も早く提示すべきであり、 教育内容において創意工夫や独自性を発揮できるような 制度設計を行なうべきである。

大胆な発想と自由な競争を

阿川尚之

法科大学院数の制限などという矮小な発想はやめ、 将来の日本を担う人材を供給しうる新しい学校を、 自由な競争の中から生み出すべきである。

法務スタッフ充実のために

官島司

議員を支える法務スタッフと 経済界の法務スタッフ等の充実がないかぎり、 世界に胸を張ることのできるような会社法はもてない。

[Intellectual Cabinet]とは

『Intellectual Cabinet』は政策問題を議論するニューズレターです。ハイレベルの政策研究者が客観的な立場で政策イシューを斬り、建設的で知的水準の高い議論を提供することを目的としています。また、健全で

建設的な政策論争を喚起するとともに、斬新な切り口で新しい政策提言を行なうことにより、日本の多元的な政策プロセスづくりに貢献することをめざしています。 (毎月1日・15日発行)

法科大学院構想

写真提供/読売新聞社

日村次朗 慶應義塾大学法学部教授 たむら・じろう

2001年6月12日、司法制度改革審議会は小泉首相に対し、最終的な意見書を提出した。今後、司法制度改革は、法改正など具体的な改革の実現に向けて本格的な準備作業に入り、その際、審議会の意見書はきわめて大きな影響を与えることになる。しかし、審議会の意見書には、示唆に富む有益な提言が数多く見られるものの、問題点も少なくない。そこで、以下では、司法制度改革審議会自身が最重要課題と位置づけた法曹人材の育成、特に法科大学院構想を中心に検討する。

司法試験偏重の現在のシステムを改革し教育プロセス重視のシステムへの変更を提言

司法制度改革審議会の意見書では、司法試験偏重の現在のシステムを改革し、教育プロセスを重視したシステムへの変更を提言している。具体的には、2004年から司法試験合格者を1500人に増員し、2010年には3000人にまで増員することで、2018年には法曹人口5万人を達成するとしている。

また、3年制の大学院(法学既習者は2年)である法科大学院を2004年から実施し、原則として法科大学院卒業者のみに新司法試験受験資格(受験回数制限)を付与したうえで、合格率は7、8割、受験回数制限3回という新司法試験を実施、合格者はその後、現行通り司法修習所に入学するという法曹人材養成システムが、審議会の提示する改革案である。

法科大学院構想は、合格者数、受験者数の 双方を管理しなければ成り立たない制度

審議会の提言した法科大学院構想におけるプロセス重視の法曹養成の実現というアイデア自体は、評価できる。しかし、法科大学院構想実現に向けた具体的なシステムについては、今後相当議論すべき課題が多いのが現状だ。そして、この問題は一般にはほとんど認識されていないのである。そこで以下では、審議会の提示する法科大学院構想が、実現に際し解決すべき多くの問題点を指摘し、改善の方向性を示すことにしたい。

まず、現在のプランでは、合格率を約7、8割と最初から設定した新司法試験を実施することになっている。 しかし注意すべき点は、新司法試験は、現在の司法試験

の鍵は「競争」と

制度設計を行なうべきである。
 各法科大学院が教育内容において創意工夫や独自性を発揮できるような新司法試験の中身についての政府案を、一刻も早く提示すべきであり、法科大学院構想成功のためには、具体的な設置基準および



合格者数1000人を上回るとはいえ、3000人という上限が 設定された状態で実施されるという点である。この2つ の条件を組み合わせると、新司法試験の受験者、すなわ ち法科大学院の毎年の卒業生を、約3750人から4000人 程度に制限するしか方法はない。またこの受験者の総数 を、各法科大学院に配分するという作業も必要になる。 すなわち、法科大学院構想は、新司法試験との関係で合 格者数、受験者数の双方を管理しなければ成り立たない 制度になっているのである。

司法試験合格率と法科大学院の定員との関係新司法試験受験回数制限についても議論が必要

しかし、現在の司法試験合格率が2.75%(平成12年度) という異常な数字を示しているのは、司法試験受験生の 責任ではなく、合格者数が1000人に制限されていること に起因する問題である。新司法試験でも、合格者の上限 は3000人であるにもかかわらず、合格率を見かけ上引き 上げるために受験資格を制限したとしても、問題の根本 的解決にはならない。この司法試験合格率と法科大学院 の定員との関係については、今後議論が必要であろう。

次にこの合格率と関連して、新司法試験の受験回数3 回制限が提唱されている。この根拠は、審議会の意見書では必ずしも明確ではないものの、やはり司法試験合格率引き上げと関係がありそうな議論である。しかし、弁護士や検察官、裁判官になるということは、国民が国家作用の一つである司法に参加する行為でもあることを、忘れてはならない。このような状況で、安易に受験資格を制約することは、司法に対する国民の参加を不当に制約するものであり、国民の司法への参加促進を謳った今回の司法制度改革の趣旨が、没却されてしまうおそれがある。

「アメリカ型」ロースクールというよりは フランスの国立司法職学院的な法曹養成システム

審議会の法科大学院構想は、主としてアメリカのロースクールをモデルとして策定されたと考えられている。 しかし、アメリカのロースクールと日本の法科大学院と の間の類似性は、意外と少ない。まずアメリカでは、法 学教育はすべて大学院であるロースクールで行なうため、 法学部自体が存在しないのに対して、日本では、すでに 法学部が存在するなかで法科大学院を設置しようとして いるという点が、大きな違いである。またアメリカでは、 司法試験は各州ごとに行なわれるため、州ごとの違いは あるが、合格者の数を制限することはない。さらに、日 本のように、国が主宰する司法修習所は存在しない。こ の点も、日本とは大きく異っている。

こうしてみると、受験回数制限や国家による司法修習等という特色から見て、日本の法科大学院構想は、どちらかというとフランスの国立司法職学院的な法曹養成システムであるともいえる。フランスの場合、国立司法職学院は、裁判官と検察官を養成する組織であり、この入学試験は、法学部の卒業生を対象として、3回の受験回数制限と27歳までという受験年齢制限を課している。

ただし、日本と決定的に異なる点は、フランスで弁護士になるにあたって、この国立司法職学院に入学する必要がないということである。弁護士になるには、法学修士号と弁護士職適格証明書の取得が必要だが、アメリカと同様、弁護士の数は特に制限はなく、自由業として政府の干渉をいっさい受けないというのがフランス最大の特色である。こうしてみると日本の法科大学院構想は、フランス以上に中央集権的な法曹養成システムであるともいえる。

日本の法科大学院構想は、今後どうすべきだろうか。まず、制度設計上の細かな問題をきちんと議論するためには、2004年の実施にもかかわらずまだ公表されていない具体的な設置基準および新司法試験の中身についての政府案を、一刻も早く提示すべきである。そして、新司法試験における合格率設定や受験回数制限等については、今後さらなる検討が必要であろう。さらに法科大学院構想成功のためには、各法科大学院が教育内容において創意工夫や独自性を発揮できる制度設計が不可欠であり、知的財産権の専門家育成に特化したり、欧米のロースクールとの提携による国際化教育を取り入れる法科大学院などを認めていくことが必要であると考える。

法科大学院構想

写真提供/読売新聞社

大胆な

您と自由な 競争を

司法制度改革の本来の目的が、司法の強化によってこの国の形を変えることにあるのであれば.

大胆な発想に基づき、自由な競争の中から生み出すべきである法科大学院の数を制限するなどという矮小な発想はやめ、

あがわ・なおゆき

司法制度改革審議会は、2001年6月12日、最終意見書を政府に提出した。その内容は多岐にわたるが、なかでも注目を集めたのが法科大学院構想である。同構想によれば、法曹人口を質量ともに拡大するために、2004年から3年制の法科大学院を発足させる。これにともなって新しい形の司法試験を2005年から実施する。原則として法科大学院卒業者に受験資格を与え、その7割から8割が合格するものと想定する。

この提言を受けて各大学の法学部やその他の教育機関は、法科大学院の設立に向けて動き出した。ただし司法制度改革審議会意見書は、構想のあらましを示しただけである。法科大学院が実際にどのような形を取り、授業内容がどのようなものとなるかは、まだはっきりしない。以下では、法科大学院構想を、筆者が慣れ親しんだアメリカのロースクールとの比較を通して考察したい。

構想では、法科大学院数と学生総数は 制限せざるをえないことになる

法科大学院構想は、法曹人口の増加計画と密接に関連づけて議論されている。司法制度改革審議会の最終意見書は、司法試験合格者を2004年に約1500人、2010年に3000人と想定する。仮に合格者全員を法科大学院の卒業者が占めるとすれば(実際には法科大学院卒業者以外にも司法試験の受験資格を与えるらしいが)、法科大学院の年間総定員は、3000(2010年の合格者数)を0.7(法科大学院卒業生の合格率)で割った数、すなわち約4300人となる。各法科大学院の学年あたり定員を平均400人とすれば法科大学院は全国で約10校、200人としても約20校しか設立しえない。この数には上下の幅があるとしても、司法試験合格者の数を固定しつつ、法科大学院卒業者大部分の合格を想定する以上、法科大学院の数と学生総数は制限せざるをえないことになる。

アメリカでは、一定の基準さえ満たせばロースクールはいくつ設立してもよい

アメリカでは、ロースクールの数に制限がない。一定の基準さえ満たせば、いくつ設立してもよい。それにはいくつか理由がある。

第一に司法試験合格者の数に制限がない。日本と違っ



て、ロイヤーの資格は自動車運転免許のような最低資格 要件と考えられているから、各州がとり行なう司法試験 で一定水準の成績さえとれば、ロイヤーになれる。

第二に、ロースクールを出たあとの活動分野が広い。ロイヤーの資格を取得しても食べていける保障はないので、ロースクール卒業者の多くが裁判官、検察官、弁護士といった狭い意味での法曹職にはつかず、官界、政界、実業界、教職その他、さまざまな職業に従事する。そしてロースクールを出たあと他分野で就職する人が多いからこそ、ロースクールの数が多くても経営が成り立つのである。また卒業生が多く活躍の場が広いことが、アメリカにおけるロースクールの社会的地位を高める。裁判官や弁護士だけでなく、ロイヤー出身の政治家やビジネスマンがいてこそ、ロースクールの影響力が強いのである。無論、ロースクールが多ければ、その質は千差万別である。なかにはかなり怪しげな学校もある。しかし数が多い分だけ、よい学生を獲得するための学校間の競争も激しく、それがまた教育の質の向上につながる。

競争を通じて人数をしぼりこむアメリカ方式 最初から人数をしぼりこむ日本方式

近年アメリカのロースクールは、年間約4万人程度の卒業生を世に送り出している。しかしそのなかで本当に優秀なロイヤーとして活躍できるのは、4000人から8000人程度であろう。してみると、現在わが国の法科大学院構想が考える卒業生の数と、人口比で考えればそれほど変わらない。むしろ違いは、学校に入れてから競争を通じてロイヤーで食べていける人数をしぼりこむアメリカ方式に対して、最初からロイヤーとして教育する人数をしぼりこむ点にありそうだ。

この場合、もっとも熾烈な競争は、法科大学院に入る前に戦われることになる。当然、法科大学院へ進学するための予備校が繁盛するだろう。既存の法学部自体が予備校化するかもしれない。本来、法科大学院で法律を勉強するまで取っておくべきエネルギーを、法科大学院入学のために費やすとしたら、過剰な負担を強いる現在の司法試験制度の改善にはならないかもしれない。

そして何よりも、法科大学院卒業者数をある程度制限

することは、日本の司法がこれまでどおり比較的小さな 規模にとどまり、その影響力を限られたものにすること を意味する。いくら優秀な裁判官や弁護士を輩出しても、 政治やビジネスへの影響力をもてるとは思えない。

法科大学院の数を制限するのではなく 個性ある法科大学院を互いに競わせるべきだ

法科大学院構想には、このほかにも既存法学部との棲み分けの問題、カリキュラムの内容とその教授法、経営基盤の強化と授業料の関係など、その存立基盤にかかわる根本的な課題がいくつもある。しかしアラばかり探して評論するのは、建設的でない。いったん2004年に3年制の大学院として発足させると決定した以上、新しい司法教育の場として法科大学院をぜひ成功させたい。そして柔軟な法的思考ができる優秀な人材を輩出したい。

そうであるならば、法科大学院の数を制限するなどという、旧態依然たる事前認可的役所的発想をやめて、個性ある法科大学院をいくつもつくり、互いに競わせたい。そのなかからは、経営が成り立たず脱落する学校も出るであろう。しかし逆に狭義の法曹のみにかぎらず、法的素養を身につけた人材をもっと広く社会に送り出す、ユニークな学校が生まれるかもしれない。そうした人材にも何らかの資格を付与するかどうかは将来の問題であるが、本当に実力のある人は別に資格などなくてもやっていけるはずである。

アメリカのロースクールからなぜ優秀な人材が出るかといえば、資格が取得できるからではなく、一にも二にも競争のせいである。学生同士の競争、学校同士の競争、ロイヤーになってからの競争。日本の法科大学院構想に一番欠けており、アメリカのロースクールから学ぶべきなのは、この競争の発想であるように思われる。わが国司法改革の本来の目的が、司法の強化によってこの国の形を変えることにあるのであれば、法科大学院の数を制限するなどという矮小な発想はやめよう。将来の日本を担える骨の太い人材を供給しうる新しい学校を、大胆な発想に基づき、自由な競争の中から生み出すべきである。

法科大学院構想

Intellectual Cabinet No. 53





写真提供/読売新聞社

1 宮島司・島原宏明『商法改正の 論理』税務経理協会、2000年、2 頁。

- 2 神田秀樹「会社法改正の国際 的背景」『商事法務』1574号、11 頁。
- 3 宮島司「総評(商法改正中間 試案の論評)」『税経通信』46頁。

法務スタッフ充実のために

宮島司 慶應義塾大学法学部教授

みやじま・つかさ

と堕してしまう。

本稿は、司法制度改革、なかでも法曹人口の増大が強く要請されざるをえないことの 根拠を、筆者の専門である会社法の改正問題を通して考えてみようとするものである。

われわれ商法学者は、いま、興味ある時代的状況のなかに置かれている。経済状況の 激変に対応すべく、これまでになく頻繁な会社法改正がなされている。企業をめぐる周 辺環境の激しい変化のなかで会社法の改正が唱えられるとき、企業をそして会社法をい かに考えるかという根本思想についてさえ態度表明を求められることとなるつ。そして、 これからの会社法改正が真の意味での会社法改正となるためには、決して司法制度改革 の議論とは無縁であってはならず、むしろそれとの関わりのなかで議論され構築されて ゆかなくてはならない宿命を負っている。

会社法が積極的に経済政策にかかわるべきであるとしたら 会社法のパラダイムは変わってしまったと理解せざるをえない

周知のとおり、現在のわが国経済の閉塞状態をなんとか解消あるいは軽減すべく、そ のための手段として、法制度としての会社法制の改正が行なわれようとしている。ごく 最近時でいえば、純粋持株会社の解禁を含んだ企業再編法制の創設ないしは改正(平成 11年・12年改正)や株価対策としての金庫株の解禁(平成13年改正)、またこの秋に予定 されている代表訴訟制度の改正(取締役の責任制度の見直し)や、法務省法制審議会から 出されている会社法の全面改正問題(平成14年改正予定)である。わが国経済が立ち直 るためには、何よりも企業が活力を取り戻さなくてはならず、そのためには活力を阻害 するような法制度は改めてゆかなくてはならないということを理由とした改正である。

まず、このような改正の目的自体についてさえ議論の対象とされる。そもそも会社法の 役割とは何なのか。近時の改正の目的のように積極的に経済政策にかかわるべきか-2、そ れともそうした最近の動向は誤りで消極的関与にとどまるべきかづ、ということである。 もし、会社法が積極的に経済政策にかかわるべきであるとしたら、会社法のパラダイ ムは変わってしまったと理解せざるをえないものとなる。そして、政策法への変容は、 利害関係人とりわけ株主および会社債権者の保護制度に関する基本理念の転換を来たす ことともなる。政策法である以上、政策目的達成が法の第一の目的となるから、株主や 債権者の保護制度は、目的の達成を妨げない範囲においてなされれば足るというものへ

こうした傾向は、平成9 (1997) 年の議員立法による会社法改正時から始まる。基本 法の改正としてはじめて議員立法の手法がとられたのが、ストック・オプション制度で あり(このとき以来、自民党・経団連対商法学者の対立構造ができてしまった)、それ 以後、味をしめた与党は、次々と商法改正を議員立法で行なうことになる。

景気対策等を目的とした場当たり的な改正の連続は 基本法理を無視した一貫性のない会社法へと変容させてしまう

国会が立法府である以上、国会議員自身による立法提案という手法に異論をはさむ余 地はない。問題は、その手続と内容である。これまでになされてきた議員立法の手続的 な拙速さ不明瞭さについては繰り返し述べることはしないが-4、内容や整合性に関して

景気対策等を目的とした場当たり的な改正の連続は、 既存の会社法の基本法理を無視した一貫性のない会社法へと変容させてしまう。 議員を支える法務スタッフと経済界の法務スタッフ等の充実がないかぎり、 世界に胸を張ることのできるような会社法はもちえない。

4 (資料)「開かれた商法改正手続きを求める商法学者声明」『商事法務』1457号、1頁以下。

はあまりにも問題が多い。

景気対策等を目的とした場当たり的な改正の連続は、既存の会社法の基本法理を無視した一貫性のない会社法へと変容させてしまう。会社法の存在意義を正当に理解し、わが国の全法体系における会社法の役割をも考えながら改正を行なうという深い思慮を持ち合わせた議員を支える法務スタッフ、与党に改正提案を働きかける経済界の法務スタッフ等の充実がないかぎり、世界に胸を張ることのできるような会社法はもちえない。また、近時では、法務省法制審議会から出される改正提案(内閣提出法案)でさえも、議員立法によるのと同様な問題が指摘されてきている。あまりに経済界からのニーズ(もう少し高次元というのであれば国家経済政策)だけを優先した会社法へと変容してしまいつつあり、そのため株主や会社債権者の保護がお座なりとされてしまっているからである。基本法としての会社法制がそうしたものであってよいか、会社法という基本法の改正ではなく特例法の制定等で対処すべき事柄ではなかったのか等、いずれ歴史が判断することとなる。

ところで、会社法が「私法としての会社法」から「経済(促進)法としての会社法」へと変容してしまったとして(残念ながらそのような流れにあることは現実である)、その改正にあたるべきスタッフが経済に関する素養のみを備えていれば足るというものではないはずである。まさに経済政策の実現を法を頼りに行なおうとすれば、きわめて精緻な法的思考能力こそが不可欠の要素でなければならない。議員立法であるにせよ、また法制審議会を通した内閣提出法案であるにせよ、おそらく同様である。

会社法を改正する立法府は、「あるべき会社法」の姿を求めうる 完全なる能力を有していなければならない

経済に関わる会社法が、経済状況によって変化を余儀なくされることは、その運命でもある。進展する経済を追いかけなくてはならないのが会社法の使命だからである。ただそのとき、会社法を改正する立法府が、一定の利害(これこそ会社は誰のものか、会社法の役割は何であるか)のみに左右されることがあってはならず、「あるべき会社法」の姿を求めうる完全なる能力を有していなければならないのは当然である。それは、立法府自体の問題であるとともに、立法府まで持ち上がる前段階においても同様である。法的思考力を充分に備えた法曹の協力なくしてはありえない。「立法の司法化」とはそうしたことをも含めた表現である。

また、会社法の政策法化がもし必然であるならば(私は反対である)、「行政の司法化」がより要求されざるをえないこととなる。会社法改正の前提とされる行政における経済政策立案の過程において、その透明化が不可欠の要素となるとともに、政策実現の手段としての会社法制度の構築には、人的にも法的素養が強く要請されてこざるをえないからである。

司法に関しては当然として、立法にも行政にも法曹がかかわる社会こそが、真の 法治国家となりうるのではあるまいか。

北東アジアにおける信頼醸成と多国間協力の枠組みを

――「北東アジア開発銀行(NEADB) 創設と日本の協力政策」プロジェクト――

戦後も依然として「冷平和(cool peace)」と言われる 対峙状態が残存していた北東アジア地域では、2000年 6月の朝鮮半島「南北首脳会談」を契機に、「雪解け」の機運 が高まってきた。1988年のゴルバチョフ・旧ソ連書記長によ るクラスノヤルスク演説から実に10年以上が経過して、北東 アジアはいよいよ世界に向けて扉を開く時代を迎えようとし

この北東アジア新時代の到来を確実なものとするためには、 朝鮮半島の南北融和と平和共存とともに、地域協力枠組みや 地域開発金融が必要不可欠である。1992年には早くも「北東 アジア開発銀行 (NEADB)」創設の構想が唱えられていたが、 現実的な進展は見られていない。しかし、北東アジア開発金 融(金融機関の設立を含む)の具体的な検討、および日本の 対外協力政策に関する研究は、いまや時代の要請に応える緊 急かつ重要な課題となっている。

世紀の北東アジアにおいて最優先されるべき事項は、 △ ▲ 平和と発展である。それを持続可能にするためには国 家間、国民間の信頼醸成が必要であり、多国間協力の枠組み が必要である。

周知のように、北東アジア地域では冷戦崩壊とともに、多 国間地域協力の動きが活発になってきた。UNDP(国連開発計 画)による「図們江流域開発計画 (TRADP)」(20年間に約300 億ドル投入、1991年)が考案され、国際協力開発の土壌に初 鍬が入れられた。1995年には、この開発計画を中心に北東ア ジア開発協力に関する2つの委員会――「調整委員会」(朝鮮 民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)、ロシア、中国)と、「諮 問委員会」(前述3カ国+韓国、モンゴル) ――が発足し、同 地域内ではじめての国際協力機構の雛形が生まれた。21世紀 に向けて、北東アジアに平和と共存・共栄の新しい時代が訪 れるのではないかと期待された。

本はこの2つの委員会でオブザーバーの立場にとどま っているが、日本海側では地方自治体を中心に環日本 海交流圏形成の機運が高まっており、北東アジア地域協力問 題を真剣に考える必要性に迫られている。

幸い ARF (ASEAN 地域フォーラム) を舞台に日・中・韓 の首脳が顔を揃え、そこに北朝鮮も参加し、話し合いの場が できた。これは重要なきっかけであろう。

しかし、それだけではまだ不十分であり、さらに北東アジ ア地域の問題を率直に語りあえる域内の協力枠組みの形成が 不可欠である。北東アジア開発銀行の設立に向けた国際的な 動きはそれを後押しするものになるのではないか。以上の事 柄を踏まえ、本プロジェクトでは、2002年6月に向けて北東ア ジア開発銀行の創設に向けて提言をとりまとめる予定である。

李 鋼哲 (東京財団 NEADBプロジェクト研究員)

Intellectual Cabinet BOARD

●リーダー ●サブリーダー ●メンバー (50 音順)

香西 泰 島田晴雄 浅見泰司 池尾和人 伊藤元重 浦田秀次郎 大田弘子 北岡伸一 小島明 榊原清則 篠原総一 清家篤 田中明彦 田村次朗

> 西村清彦 船橋洋一 本間正明 山田厚史 吉田和男 若杉隆平

エディトリアル・ノート

司法制度改革審議会の最終的な意見 書提出を受けて、大きく動き出した司 法改革。特に今回の改革では、裁判や 司法システムの改革以上に、欧米に比 べて圧倒的に少ない法曹三者の拡充に 向けた司法試験改革および法科大学院 構想が最も重要である。

そこで、本号では、東京財団の法制 度国際比較プロジェクトに携わる3名 のメンバーが、競争政策的な観点から みた法科大学院構想(田村次朗)、アメ リカのロースクールからみた法科大学 院構想(阿川尚之)、そして商法学者の 視点から見た法曹人材(宮島司)、とい

うそれぞれの視点から分析を試みた。 ここで共通の問題意識は、法科大学 院構想が、競争により良質な法律家を 排出する改革、つまりルール重視社会 の実現になりうるのか、という点であ る。今後も継続して検討を進めたい。

(田村次朗)

Intellectual Cabinet No.53

2001年8月1日発行

(毎月1日·15日発行)

本誌は日本財団の助成を得て発行されています。

© 2001 The Tokyo Foundation

発行 東京財団研究推進部

〒 107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2

日本財団ビル3階

TEL.03-6229-5502 FAX.03-6229-5506

URL: http://www.tkfd.or.jp

発行人 日下公人 編集人 堀岡治男

編集協力 中田雅与·新保秀樹

デザイン 山崎登

印刷 精文堂印刷株式会社